

付 議 第 1 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案

高知県児童生徒表彰規則（平成 11 年高知県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2月下旬」を「2月」に改める。

第9条第1項中「1月中旬」を「11月下旬」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

(1) 第4条(表彰の時期)

目的：2月下旬と限定すると表彰式の会場を確保することが困難となるため。

内容：現行の規則で、2月下旬と定めている表彰式の実施を2月に改正する。

(2) 第9条第1項(被表彰者の選定等)

目的：2月に表彰式を実施するためには、12月の定例教育委員会で付議する必要があり、手続き等の時間を考慮すると後期の受付期限を前倒しする必要があるため。

内容：現行の規則で、1月中旬と定めている推薦期限を、11月下旬に改正する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として毎年2月に行う。ただし、特に必要な場合は、随時行うことができる。

(被表彰者の選定等)

第9条 何人も、毎年11月下旬までに、第2条の規定に該当するものを、被表彰者として推薦することができる。

2・3 略

旧

高知県児童生徒表彰規則(抜粋)

本則

(表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として毎年2月下旬に行う。ただし、特に必要な場合は、随時行うことができる。

(被表彰者の選定等)

第9条 何人も、毎年1月中旬までに、第2条の規定に該当するものを、被表彰者として推薦することができる。

2・3 略